

# ますな

## VOL.142

令和3年7月1日号

### 目次

- P2 ■令和2年度事業報告
- P3 ■令和2年度収支決算報告
- P4 ■親子育ちの応援学級
- P5 ■任意後見制度のお話
- P6 ■高齢者元気づくりサポーター養成講座
- P7 ■新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、お困りの皆様へ緊急貸付に関するご案内
- P8 ■善意の寄附のご案内
- 再就職や転職を目指す方へ 「職業訓練を受講しませんか」

発行：社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会  
玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内  
TEL：0968-71-0080 FAX：0968-72-0846  
E-mail shakyo074-soumu@lake.ocn.ne.jp  
U R L <http://www.tamasha.jp>



この広報紙は、赤い羽根共同募金の配分金を財源に発行しています。



# 令和2年度玉名市社会福祉協議会事業報告

## 重点目標の取り組みと評価

### 重点目標1 ▶ 地域でつながる人と場づくり

#### 《取り組み》

- ①福祉教育の充実 ②地域の担い手育成  
③ボランティア活動の推進 ④交流の機会の充実

福祉への関心を高め、次世代の地域福祉の担い手となる子どもたちが他者への優しさや、思いやりの心といった福祉の礎を育めるよう教育機関と連携し、障がい当事者の講話や疑似体験などの体験的な学習プログラムの実施や、学校をはじめ地域や企業等で認知症サポーター養成講座を開催し、やさしい地域づくりに向けた応援者の育成と助け合いの心が育まれるよう福祉教育の充実に努めました。また、地域に住む人の豊富な経験や知識を持った方々に子育て支援や高齢者の在宅生活を支える担い手として活躍いただけるよう、さまざまな養成講座や講習会を開催し住民主体の支え合い活動を推進する

とともに、各種福祉団体・ボランティア団体の活動支援や福祉協力校等へ助成金を交付するなど地域活動・ボランティア活動の活性化を図りました。

これからもすべての人々が共に生き、共に育つ地域福祉の実現をめざし、思いやりと助け合いの心が育まれるよう福祉教育の推進を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が見込まれるなか、つながりや居場所づくりが途切れることなく「活動の必要性」や「実施するうえでの対策」など各地の感染状況等を勘案しながら創意工夫をこらして住民とともに地域活動・ボランティア活動の推進に取り組みます。

### 重点目標2 ▶ 生活を支える体制づくり

#### 《取り組み》

- ①広報・啓発活動の充実 ②相談支援体制の充実とアウトリーチの徹底  
③利用者本位の福祉サービスの提供 ④包括的な支援体制の推進

幅広く市民に社協事業や地域福祉活動への参加や関心を促すため、広報紙きずなやホームページ、募集や事業チラシを作成し情報の発信に努めました。

認知症や障がい等により判断能力が不十分な方々の権利を擁護し、地域で安心して生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援と、成年後見人等を法人として受任し、財産管理や身上の保護を行いました。

包括支援センターでは、地域の高齢者支援を包括的に行う中核機関として、高齢者の実態把握、虐待への対応を含む総合相談に応じ、高齢者やその家族、地域の福祉向上に取り組みました。また、地域住民の生活上の困りごとの身近な相談窓口として、社協職員が随時相談を受け付け、内容に応じた福

祉サービスや関係機関へつなぎ、心配ごとの早期対応に努めました。

昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金に悩まれる方へ県社協や生活困窮者自立支援機関と連携し、世帯が自立できるよう適切な貸付にあたりました。

これからも顕在化した新たな生活課題や生活困窮課題への対応を含め、あらゆる世代を対象に問題を抱える人々を受け止め、必要な生活支援につながるよう関係機関や専門機関、団体等と連携・協働しながら福祉の相談・支援体制の充実に向けて取り組むとともに、人材確保と適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスの実施に努めます。

## 重点目標3 支え合いと助け合いの地域づくり

### 《取り組み》

- ①支え合いの体制づくり ②見守り活動の推進
- ③災害に備えた体制づくり

住民が主体となり、つながりの中で互いに支え合える地域社会を構築することを目指し、日常的な見守りや声掛け活動を推進する福祉協力員の設置とふれあいネットワーク代表者会議や地域住民が集う場や活動の場に参加し運営支援と活動の活性化を図りました。

また、生活サポートセンターでは、住民相互の支え合い活動で高齢者の日常生活を支援するとともに地域で活躍する担い手の養成に取り組みました。

7月豪雨により甚大な被害を受けた人吉市に向けて市と協同し災害支援ボランティアバスを運行し被

災地への継続した支援と市民の災害ボランティアに関する意識の高揚を図り、併せて荒尾市と人吉市の災害ボランティアセンターへ職員を派遣し運営支援にあたりました。

これからも地域のなかで支え手のすそ野を広げていくために支え合いの意識を高め、福祉活動に参画できる機会につなげていく取り組みを重ねて慣れた地域で安心して生活ができるための住民主体の支え合いの体制づくりを構築し、「地域の福祉力」向上に努めていきます。

# 令和2年度玉名市社会福祉協議会決算報告

### ■社会福祉事業（収入）

科 目	(単位:円)
会費	7,019,500
寄付金	6,045,150
経常経費補助金	105,512,649
受託金	163,240,667
貸付事業	1,375,559
事業	18,964,334
介護保険事業	66,481,056
障害福祉サービス事業	17,863,770
受取利息配当金収入	1,160,711
その他の収入	60,445,060
収入合計	448,108,456

### (支出)

サービス区分	(単位:円)
法人運営事業	159,832,305
共同募金配分金事業	6,608,477
受託運営事業	43,527,711
介護保険事業	78,581,497
資金貸付事業	1,185,378
障害福祉サービス事業	17,599,090
指定管理施設管理運営事業	135,237,830
支出合計	442,572,288
当期資金収支差額合計	5,536,168
前期末支払資金残高	54,573,304
当期末支払資金残高	60,109,472

### ■公益事業（収入）

科 目	(単位:円)
経常経費補助金	97,000
受託金	65,009,892
介護保険収入	17,584,441
その他の収入	5,460,750
収入合計	88,152,083

### (支出)

サービス区分	(単位:円)
包括支援センター事業	86,687,642
支出合計	86,687,642
当期資金収支差額合計	1,464,441
前期末支払資金残高	21,316,404
当期末支払資金残高	22,780,845

# 親子育ちの応援学級

●子どもの行動に不安はありませんか？

●子どもとの関わり方を学んでみませんか？

子育てにおいて、不安を感じる保護者の方が子どもの特性に合った接し方を学ぶことでうまくいくこともたくさんあります。子どもへの関わり方と心の姿勢を学ぶ「親子育ちの応援学級」を開催します。



講師：三浦佑子 氏

保育士から心理カウンセラーへ  
現在、九州 AST 気功クリニック

参加費  
無料

対象者：玉名市にお住まいで、

発達に気がかりのある小学生位までの子どもがいる保護者または家族の方

会場：玉名市福祉センター 2F 会議室 B (玉名市岩崎 88-4)

定員：会場参加・Zoom 参加ともに 20 名 (申込先着順)

◆講話 (70 分) と座談会 (50 分) Zoom での参加は講話のみとなります

◆時間は全て 10 時～12 時です。

## 第1回 7月10日 (土)

テーマ

### 「親」って何だろう？

締切 7月5日 (月)

## 第2回 8月18日 (水)

テーマ

### 「躰とは？」

～子どもの将来につなげる～

締切 8月13日 (金)

## 第3回 9月11日 (土)

テーマ

### 「愛のきずな」

～親子関係は肌のふれあいから～

締切 9月6日 (月)

## 第4回 10月20日 (水)

テーマ

### 「親子のきずな」

～子どもに与えられるもの、与えられるもの～

締切 10月15日 (金)

## 第5回 11月17日 (水)

テーマ

### 「心のゆとりを生む支えあいへ」

～私の安心できるよりどころ～

締切 11月12日 (金)

ファミリーサポートセンターがご利用可能です。  
詳細はHPをご覧ください。

福祉、保健、医療、教育等の関係者も参加可能です。

会場内での撮影・録音行為は、一切禁止とさせていただきます。

※新型コロナウイルスの影響により会場では実施せずに Zoom だけの開催となる可能性があります。ご了承ください。



※QR コードの参加フォームからのお申込みまたは参加申込書(本紙裏面)にご記入のうえ、社会福祉協議会へ電話・FAXにてお申込みください。

社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会

(玉名市岩崎88-4 福祉センター内)

お申込み・お問い合わせ

TEL 73-9050 FAX72-0846

URL <http://www.tamasha.jp> 担当：穴井

50代以上のあなたへ

「任意後見制度」は判断能力が低下した場合に備えて、最期まで自分らしく生きるための契約です。財産管理方法、医療、介護などの希望についてあらかじめ決めておき、老後の不安を解消することができる制度です。

# 任意後見制度のお話

玉名市社会福祉協議会たまな成年後見センターでは、家族や一般市民向けに任意後見制度についての講座を開催いたします。

本年度は、田中司法書士事務所の田中智恵美氏を講師にお招きして講演会を開催します。制度について事例を交えながらわかりやすくお話をしていただきます。たくさんのご参加をお待ちしています。

日 時

令和 3 年 8 月 28 日 (土)

午前10時～12時まで

場 所

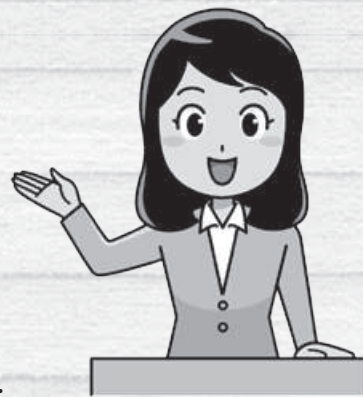
玉名市福祉センター 2階 会議室 B  
(玉名市岩崎88-4)

内 容

## 講演

演題：おひとり様の備え  
～任意後見制度のお話～  
聞いてみませんか (仮題)

講師：田中司法書士事務所  
司法書士 田中 智恵美 氏



募集期間

令和3年6月1日から令和3年8月20日まで

申込方法

下記の連絡先に電話でお申込みください。  
定員10名 ※定員になり次第、受付を締め切ります。

(※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては中止する場合があります。)

主 催

社会福祉法人玉名市社会福祉協議会  
たまな成年後見センター (権利擁護課)  
TEL 0968-71-0080 FAX 0968-72-0846

# 高齢者元気づくりサポーター 養成講座

## 受講者募集

玉名市では、地域で互いに支え合う活動「いきいきふれあい活動・ゆた〜っと元気体操・通いの場」やささまざまな元気づくりの活動が充実したものとなるよう、次のとおり養成講座を開催します。是非、ご参加ください。

### 《対象者》

地域活動のお世話やリーダーとしての役割を担う方または高齢者支援等に関心がある方  
(各行政区2名以内)

《募集人数》50名

《受講料》無料

### 《日時》

全6回 毎回 午後1時30分～午後3時30分  
(第6回のみ午後1時30分～午後4時)

第1回…8月 2日(月)

第2回…8月23日(月)

第3回…8月30日(月)

第4回…9月 6日(月)

第5回…9月13日(月)

第6回…9月27日(月)

### 《会場》

横島総合保健福祉センターゆとり〜む  
多目的ホール(玉名市横島町横島3923)

### 《内容》

- ①取組みの目的 ②簡易体力テスト
- ③健康体操(キラ玉体操等)
- ④楽しい健康ダンス ⑤レクリエーション

### 《協力》

玉名市健康なまちづくり市民座談会

### 《申込》

令和3年7月29日(木)までに区長さんを通して所定様式で申し込んでください。

※申込多数の場合は、優先順位と抽選にて受講者を決めさせていただきます。

優先順位①: 初めて受講される方

優先順位②: 過去に受講された方

(定員を超えた場合は抽選)

※郵送にて結果をお知らせ致します。

### 《お願い》

※新型コロナウイルスの影響により変更の可能性もあります。ご了承ください。

※毎回、ご自宅で検温し、風邪症状(発熱、咳、くしゃみ、のどの痛み)、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)のないことを確認してからご来場ください。

※必ずマスクを着用し動きやすい格好でご参加ください。

※筆記用具・水分補給用の飲み物、タオルをご持参ください。

※昨年まで実施しておりました、行政ポイント(ハローポイント)の付与は、今年度はありませんのでご了承ください。

### お問合せ・申込み先

- ・玉名市包括支援センター  
生活支援コーディネーター 中山・増川  
TEL 71-0285 FAX 71-0360
- ・玉名市役所 高齢介護課  
高齢者支援係 担当: 田上・井戸  
TEL 75-1339 FAX 73-2362



# 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みのみなさまへ緊急貸付に関するご案内

受付期間延長

令和3年  
8月末まで

## ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少や失業等により、緊急かつ一時的な生計維持のための資金や生活再建までの資金の貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルスの影響で内定が取り消された方は対象ではありません。

### 緊急小口資金

- 貸付上限額 20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内

### 総合支援資金

- 貸付上限額 2人以上世帯 月20万円以内  
単身世帯 月15万円以内
- 据置期間 原則 3か月以内
- 償還期限 1年以内  
10年以内

■貸付利子／無利子      ■保証人／不要

## ■借入申込みに必要なもの

- ①世帯全員と続柄が記載された住民票(発行3か月以内)
- ②身分を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証 等)
- ③申込者の預金通帳及び印鑑
- ④収入が減少・失業したことが確認できる書類  
失業の場合・・・雇用保険受給者証、源泉徴収票、離職票、退職辞令等の写し  
廃業の場合・・・個人事業の廃業届出の写し  
減収の場合・・・収入が減少したことがわかる書類の写し

## ■貸付金の交付方法

各資金の申込書類を審査後、借入申込者が指定する金融機関口座に送金します。

- 緊急小口資金：10日程度      ○総合支援資金：14日程度

## ■借入申込方法

- ①窓口での借入申込  
必要書類をご準備のうえ、玉名市社会福祉協議会の窓口へお越しください。  
○相談申込受付時間：午前10時～午後4時（土日祝日を除く）
- ②郵送による借入申込  
熊本県社会福祉協議会ホームページ（[www.fukushi-kumamoto.or.jp/](http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/)）から関係書類を入手のうえ、必要な書類をご用意いただき、玉名市社会福祉協議会へ郵送してください。

お問合せ先・郵送先 〒865-0016 玉名市岩崎88-4玉名市福祉センター内  
社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 地域福祉課まで TEL 71-0080 FAX 72-0846

## 特例貸付に関する相談コールセンター

各都道府県の社会福祉協議会では、休業や失業等により当面の生活資金でお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。この特例貸付に関するお問い合わせを受け付ける専用ダイヤル「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」を設置しています。

〈個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター〉

**0120-46-1999** 受付時間／9:00～21:00(土日・祝日を含む)

今回の生活福祉資金特例貸付につきましては、対象者の緩和や手続きの簡素化が随時行われています。そのため、当初は対象外とされた方も対象となっておられる場合がございます。大変申し訳ございませんが、随時ご相談いただきご確認をお願いします。

### 善意の寄附のご紹介

(令和3年5月1日～令和3年5月31日受付まで)

………《香典返し》………  
次の方々から社会福祉協議会に、香典返しにかえてご寄附をいただきました。故人のご冥福をお祈りいたしますとともに、社会福祉の推進のためにより一層努力いたします。  
(敬称略・順不同)

#### 〈玉名町地区〉

- 豊永 滋子 (亡夫 義彰)
- 島田 進一郎 (亡母 ヤヨイ)
- 畠田 景子 (亡夫 國男)
- 藤村 良繼 (亡母 ヒロ子)
- 石井 満子 (亡母 大塚ツキノ)
- 〈築山地区〉
- 田添 弘之 (亡母 ヨシ子)
- 山田 章敬 (亡父 聰)
- 〈滑石地区〉
- 右山 ユ子 (亡夫 英文)
- 藤田 清俊 (亡母 涼子)
- 〈大浜地区〉
- 白木 ツイ子 (亡子 民夫)
- 坂口 欣一 (亡母 チヨミ)
- 〈豊水地区〉
- 西村 博光 (亡父 一義)

#### 〈伊倉地区〉

- 原口 信子 (亡夫 勝也)
- 木下 トキ子 (亡夫 勇一)
- 永井 正和 (亡母 後藤ハツエ)
- 〈八嘉地区〉
- 野末 けい子 (亡母 牧野ハルエ)
- 杉本 一也 (亡母 セイ子)
- 〈梅林地区〉
- 平野 レイ子 (亡夫 孝介)
- 〈小田地区〉
- 仲山 文雄 (亡妻 智恵子)
- 〈睦合地区〉
- 前田 清文 (亡父 忠則)
- 〈大野地区〉
- 横山 誠 (亡父 文人)
- 〈高道地区〉
- 橋本 昭子 (亡夫 久)



高島 多津子 (亡夫 恭一)  
〈鍋地区〉

- 前田 俊行 (亡妻 チエ子)
- 磯田 敏満 (亡母 静代)
- 〈横島地区〉
- 上村 英之 (亡父 澄雄)
- 古田 知明 (亡父 照雄)
- 〈玉水地区〉
- 橋本 操 (亡妻 美恵子)
- 〈小天地区〉
- 木村 マス子 (亡夫 巖)
- 立川 ユク子 (亡夫 敬一)
- 〈合志市〉
- 西川 浪 (亡夫 利行)

## 再就職や転職を目指す方へ 「職業訓練を受講しませんか」

求職者支援制度とは、月10万円の給付金を受けながら、無料の職業訓練を受講できる制度です。新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされている方やシフトが減少した方が、働きながら訓練を受講しやすくするため、収入要件と出席要件に特例措置が設けられています。(令和3年9月30日まで)

詳しくは、右記よりアクセスしてください。

【お問い合わせ】

ハローワーク玉名 (TEL 0968-72-8609)



## 無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識を必要とする諸問題について弁護士がお受けし、参考意見の提供を行います。

- ◆相談日 毎月第3木曜日
- ◆相談時間 14:00～16:00 (1件30分)
- ◆場所 玉名市福祉センター
- ◆申込み 事前予約制 (相談日の前日正午まで)  
玉名市社会福祉協議会 TEL71-0080  
※玉名市に居住する方が対象です。  
※相談回数は年度内1回のみです。  
※相談内容によってはご利用できない場合がありますのでご了承ください。